令和７年２月八幡平市教育委員会定例会

日　時　　令和７年２月 25 日（火）
　　午後２時 00 分から
場　所　　八幡平市役所３階大会議室

次　　第

１　開　会

２　教育長あいさつ

３　報告事項
⑴各課から報告
①　教育総務課

②　教育指導課

③　文化スポーツ課

４　付議する事件
⑴報告第１号　　議会の議決を経るべき議案について（令和６年度八幡平市一般会計補正予算第８号）
⑵報告第２号　　議会の議決を経るべき議案について（令和６年度八幡平市一般会計当初予算）
⑶報告第３号　　議会の議決を経るべき議案について（令和７年度八幡平市一般会計当初予算）
⑷報告第４号　　八幡平市立図書館条例の一部を改正する条例について
⑸議案第１号　　八幡平市立小・中学校教職員の人事異動の内申について

５　その他

６　閉　会

会議名　　令和７年２月八幡平市教育委員会定例会

日　時　　令和７年２月 25 日（火）
　　午後２時 00 分から　　時　　分まで

場　所　　八幡平市役所３階大会議室

出席者　　教育長　　星　俊也
　　委　員　　羽沢　憲英
　　委　員　　松田　育恵
　　委　員　　小野　永喜
　　委　員　　田村　沙和子

説明員　　教育総務課長兼学校給食センター所長兼図書館長　坂本　譲
　　教育指導課長兼教育研究所長　田代　英樹
　　文化スポーツ課長兼博物館長　関　貴之

事務局　　教育総務課長補佐兼学校給食センター副所長兼図書館副館長　　羽澤　りち子

傍聴人　　人

報告第１号

議会の議決を経るべき議案について

令和６年度八幡平市一般会計補正予算（第８号）の教育費について、別紙のとおり報告する。

令和７年２月 25 日提出

八幡平市教育委員会教育長　　星　　俊　也

別紙

令和6年度教育委員会所管予算総括表 （8号補正）

1 目的別歳入予算

（単位：千円）

科目（款・項）	令和6年度			増減率	備　.考
	補正前の額　A	（8号）補正の額 B	補正後の額 C	B/A	
16款　使用料及び手数料	133	0	133	0.00%	
1項　使用料	133	0	133	0.00%	
17款　国庫支出金	24,757	0	24,757	0.00%	
2項　国庫補助金	24,757	0	24,757	0.00%	
18款　県支出金	1,349	0	1,349	0.00%	
2項　県補助金	1,349	0	1,349	0.00%	
19款　財産収入	1,378	0	1,378	0.00%	
1項　財産運用収入	1,378	0	1,378	0.00%	
23款　諸収入	74,895	0	74,895	0.00%	
5項　雑入	74,895	0	74,895	0.00%	
教育委員会計	102,512	0	102,512	0.00%	

2 目的別歳出予算

（単位：千円）

科目（款・項）	令和6年度			増減率	備　.考
	補正前の額　A	（8号）補正の額 B	補正後の額 C	B/A	
2款　総務費	6,549	0	6,549	0.00%	
1項　総務管理費	6,549	0	6,549	0.00%	
10款　教育費	902,554	10,951	913,505	1.21%	
1項　教育総務費	230,408	6,483	236,891	2.81%	
2項　小学校費	295,424	3,138	298,562	1.06%	
3項　中学校費	107,466	666	108,132	0.61%	
4項　幼稚園費	376	0	376	0.00%	
5項　社会教育費	39,135	664	39,799	1.69%	
6項　保健体育費	229,745	0	229,745	0.00%	
教育委員会計	909,103	10,951	920,054	1.20%	

2 歳出の明細

10款 教育費　　1項 教育総務費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
2 事務局費	227,897	**6,483**	234,380				6,483	1 報酬	4,405	○教育指導推進事業 1,010
										1 報酬
								3 職員手	2,078	・教育相談員報酬 709
										3 職員手当等
										・教育相談員期末・勤勉手当 301
										○就学支援事業 108
										1 報酬
										・幼児ことばの教室指導員報酬 69
										3 職員手当等
										・幼児ことばの教室指導員期末・勤勉手当 39
										○加配事業 5,365
										1 報酬
										・児童生徒支援員等報酬 3,627
										3 職員手当等
										・児童生徒支援員等期末・勤勉手当 1,738
目計	227,897	**6,483**	234,380	0	0	0	6,483		6,483	
項計	230,408	**6,483**	236,891	0	0	0	6,483		6,483	

10款 教育費　　2項 小学校費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 学校管理費	262,685	**3,138**	265,823				3,138	1 報酬	2,262	○小学校管理事業 3,138
										1 報酬
								3 職員手	876	・学校用務員報酬 2,262
										3 職員手当等
										・学校用務員期末・勤勉手当 876
目計	262,685	**3,138**	265,823	0	0	0	3,138		3,138	
項計	295,424	**3,138**	298,562	0	0	0	3,138		3,138	

10款　教育費　　3項　中学校費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	73,833	**666**	74,499				666	1　報酬	520	○中学校管理事業　666 1 報酬 ・学校用務員報酬　520
								3　職員手	146	3 職員手当等 ・学校用務員期末･勤勉手当　146
目計	73,833	**666**	74,499	0	0	0	666		666	
項計	107,466	**666**	108,132	0	0	0	666		666	

10款　教育費　　5項　社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会教育総務費	39,135	664	39,799				664	1　報酬	514	○図書館管理事業　160 1 報酬 ・清掃員報酬　160
								3　職員手当	150	○教育振興運動推進事業　504 1 報酬 ・社会教育指導員報酬　354 3 職員手当等 ・社会教育指導員期末･勤勉手当　150
目計	39,135	**664**	39,799	0	0	0	664		664	
項計	39,135	**664**	39,799	0	0	0	664		664	

報告第２号

議会の議決を経るべき議案について

令和６年度八幡平市一般会計補正予算（第９号）の教育費について、別紙のとおり報告する。

令和７年２月 25 日提出

八幡平市教育委員会教育長　　星　　俊　也

別紙

令和6年度教育委員会所管予算総括表 （9号補正）

1 目的別歳入予算

（単位：千円）

科目（款・項）	令和6年度			増減率	備　.考
	補正前の額　A	（9号）補正の額 B	補正後の額 C	B/A	
16款　使用料及び手数料	133	0	133	0.00%	
1項　使用料	133	0	133	0.00%	
17款　国庫支出金	24,757	0	24,757	0.00%	
2項　国庫補助金	24,757	0	24,757	0.00%	
18款　県支出金	1,349	0	1,349	0.00%	
2項　県補助金	1,349	0	1,349	0.00%	
19款　財産収入	1,378	0	1,378	0.00%	
1項　財産運用収入	1,378	0	1,378	0.00%	
23款　諸収入	74,895	△ 3,900	70,995	△5.20%	
5項　雑入	74,895	△ 3,900	70,995	△5.20%	
教育委員会計	102,512	△ 3,900	98,612	△3.80%	

2 目的別歳出予算

（単位：千円）

科目（款・項）	令和6年度			増減率	備　.考
	補正前の額　A	（9号）補正の額 B	補正後の額 C	B/A	
2款　総務費	6,549	0	6,549	0.00%	
1項　総務管理費	6,549	0	6,549	0.00%	
10款　教育費	913,505	△ 4,512	908,993	△0.49%	
1項　教育総務費	236,891	666	237,557	0.28%	
2項　小学校費	298,562	566	299,128	0.18%	
3項　中学校費	108,132	△ 1,891	106,241	△1.74%	
4項　幼稚園費	376	0	376	0.00%	
5項　社会教育費	39,799	250	40,049	0.62%	
6項　保健体育費	229,745	△ 4,103	225,642	△1.78%	
教育委員会計	920,054	△ 4,512	915,542	△0.49%	

1　歳入の明細

23款　諸収入　　5項　雑入　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 雑入	74,895	△ 3,900	70,995	5 学校給食費	△ 3,900	001 学校給食費（現年分）　△ 3,900
目計	74,895	△ 3,900	70,995		△ 3,900	
項計	74,896	△ 3,900	70,996		△ 3,900	

２ 歳出の明細

10款 教育費　　1項 教育総務費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 事務局費	234,380	666	235,046				666	4 共済費	704	○教育指導推進事業	404
										4 共済費	
								8 旅費	△ 500	・社会保険料	704
										8 旅費	
								10 需用費	427	・職員旅費	△ 300
								11 役務費	77	○就学支援事業	△ 280
										12 委託料	
								12 委託料	△ 280	・就学時健康診断委託料	△ 280
								18 補助金	238	○加配事業	△ 200
										8 旅費	
										・児童生徒支援員等費用弁償	△ 200
										○スクールバス運行事業	504
										10 需用費	
										・燃料費	427
										11 役務費	
										・手数料	77
										○高等学校等通学定期券購入費補助金交付事業	238
										18 負担金、補助及び交付金	
										・高等学校等通学定期券購入費補助金	238
目計	234,380	666	235,046	0	0	0	666		666		
項計	236,891	666	237,557	0	0	0	666		666		

10款　教育費　　2項　小学校費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	265,823	**566**	266,389				566	10　需用費	815	○小学校管理事業　3,138
										10 需用費
								11　役務費	28	・燃料費　815
										11 役務費
								12　委託料	△ 293	・スノーモービル点検作業代　28
										12 委託料
								13　使用料	16	・浄化槽維持管理業務委託料　△ 293
										13 使用料及び賃借料
										・電子複写機使用料　16
目計	265,823	**566**	266,389	0	0	0	566		566	
項計	298,562	**566**	299,128	0	0	0	566		566	

10款　教育費　　3項　中学校費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	74,499	**442**	74,941				442	10　需用費	779	○中学校管理事業　506
										10 需用費
								12　委託料	△ 337	・燃料費　779
										12 委託料
										・消防設備点検業務委託料ほか　△ 337
目計	74,499	**442**	74,941	0	0	0	442		442	
2 教育振興費	33,633	**△ 2,333**	31,300				△ 2,333	10　需用費	△ 900	○教育振興事業　△ 2,333
										10 需用費
								17　備品購入費	△ 633	・消耗品費　△ 900
										17 備品購入費
								18　補助金	△ 800	・クラブ備品購入費　△ 633
										18 負担金、補助及び交付金
										・英語検定料補助金　△ 800
目計	33,633	**△ 2,333**	31,300	0	0	0	△ 2,333		△ 2,333	
項計	108,132	**△ 1,891**	106,241	0	0	0	△ 1,891		△ 1,891	

10款　教育費　　5項　社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会教育総務費	39,799	**250**	40,049				250	10　需用費 13　使用料	220 30	○図書館管理事業　250 10 需用費 ・光熱水費　220 13 使用料及び賃借料 ・電子複写機使用料　30
目計	39,799	**250**	40,049	0	0	0	250		250	
項計	39,799	**250**	40,049	0	0	0	250		250	

10款　教育費　　6項　保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
4 学校給食費	229,745	**△ 4,103**	225,642				△ 4,103	10　需用費	△ 4,103	○学校給食事業　△ 4,103 10 需用費 ・燃料費　400 ・光熱水費　△ 4,503
目計	229,745	**△ 4,103**	225,642	0	0	0	△ 4,103		△ 4,103	
項計	229,745	**△ 4,103**	225,642	0	0	0	△ 4,103		△ 4,103	

別紙

令和6年度 文化スポーツ課所管予算総括表 （9号補正）

1 目的別歳入予算

（単位：千円）

科目（款・項）	令和6年度			増減率	備　.考
	補正前の額　A	（3月）補正の額 B	補正後の額 C	B/A	
16款　使用料及び手数料	230	0	230	0.00%	
1項　使用料	230	0	230	0.00%	
17款　国庫支出金	3,900	△ 1,288	2,612	−33.02%	
3項　委託金	3,900	△ 1,288	2,612	−33.02%	
18款　県支出金	3,313	0	3,313	0.00%	
3項　委託金	3,313	0	3,313	0.00%	
19款　財産収入	20	0	20	0.00%	
2項　財産売払収入	20	0	20	0.00%	
23款　諸収入	4,353	0	4,353	0.00%	
5項　雑入	4,353	0	4,353	0.00%	
教育委員会計	11,816	△ 1,288	10,528	△10.90%	

2 目的別歳出予算

（単位：千円）

科目（款・項）	令和6年度			増減率	備　.考
	補正前の額　A	（3月）補正の額 B	補正後の額 C	B/A	
10款　教育費	256,325	△ 7,527	248,798	△2.93%	
5項　社会教育費	31,846	△ 3,209	28,637	△10.07%	
6項　保健体育費	224,479	△ 4,318	220,161	△1.92%	
文化スポーツ課　計	256,325	△ 7,527	248,798	△2.93%	

1　歳入の明細

17款 国庫支出金　　3項　委託金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 教育費委託金	3,900	△ 1,288	2,612	1 ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化委託金	△ 1,288	001 ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化委託金 △ 1,288
目計	3,900	△ 1,288	2,612		△ 1,288	
項計	3,900	△ 1,288	2,612		△ 1,288	

２ 歳出の明細

10款 教育費　　５項 教育総務費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会教育総務費	4,847	△ 213	4,634				△ 213	7 報償費	△ 213	○男女共同参画推進事業 △ 213 7 報償費 ・男女共同参画計画策定等委員会委員報償費 △ 213
目計	4,847	△ 213	4,634	0	0	0	△ 213		△ 213	
2 文化財保護費	26,999	△ 2,996	24,003	△ 329			△ 2,667	1 報酬	△ 2,023	○博物館管理運営事業 △ 2,996 1 報酬 ・学芸員報酬（0人） △ 2,023
								3 職員手当等	△ 758	3 職員手当等 ・期末手当学芸員分 △ 413 ・勤勉手当学芸員分 △ 345
								8 旅費	△ 215	8 旅費 ・学芸員費用弁償 △ 215
目計	26,999	△ 2,996	24,003	△ 329	0	0	△ 2,667		△ 2,996	
項計	31,846	△ 3,209	28,637	△ 329	0	0	△ 2,880		△ 3,209	

10款　教育費　　6項　保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 保健体育総務費	58,562	△ 1,495	57,067				△ 1,495	7　報償費	△ 144	○体育振興事業　△ 312 7 報償費 ・講師謝礼　△ 144
								8　旅費	△ 249	8 旅費 ・スポーツ推進委員費用弁償　△ 168
								18　負担金、補助金及び交付金	△ 1,102	○スポーツツーリズム推進事業　△ 1,183 8 旅費 ・職員旅費　△ 81 18 負担金、補助金及び交付金 ・スポーツ合宿誘致補助金　△ 602 ・七時雨マウンテントレイルフェス開催事業費補助金　△ 500
目計	58,562	△ 1,495	57,067	0	0	0	△ 1,495		△ 1,495	
2 体育施設費	165,917	△ 2,823	163,094	△ 1,288			△ 1,535	7　報償費	△ 213	○体育施設維持管理事業　△ 1,535 8 旅費 ・職員旅費　△ 121
								8　旅費	△ 698	12 委託料 ・自家用電気工作物保安管理業務委託料　△ 92 ・自動ドア保守点検業務委託料　△ 13 ・浄化槽維持管理業務委託料　△ 647 ・清掃業務委託料　△ 40 ・消防設備点検業務委託料　△ 282 ・非常用自家発電機保守点検業務委託料　△ 19 ・ボイラー設備保守点検業務委託料　△ 33 ・県営スキージャンプ場刈払業務委託料　△ 52 ・消火器更新業務委託料　△ 146
								10　需用費	△ 443	
								12　委託料	△ 1,324	
								13　使用料及び賃借料	△ 112	13 使用料及び賃借料 ・ランニングマシン賃借料　△ 33
								17　備品購入費	△ 33	

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
										・トイレ賃借料 △ 24 17 備品購入費 ・テニスネット購入費 △ 18 ・グラウンドマット購入費 △ 15 ○ ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業 △ 1,288 7 報償費 ・医科学情報スタッフ謝礼 △ 213 8 旅費 ・職員旅費 △ 577 10 需用費 ・消耗品費 △ 400 ・印刷製本費 △ 43 13 使用料及び賃借料 ・会場使用料 △ 55
目計	165,917	**△ 2,823**	163,094	△ 1,288	0	0	△ 1,535		△ 2,823	
項計	224,479	**△ 4,318**	220,161	△ 1,288	0	0	△ 3,030		△ 4,318	

報告第３号

議会の議決を経るべき議案について

令和７年度八幡平市一般会計当初予算の教育費について、別紙のとおり報告する。

令和７年２月 25 日提出

八幡平市教育委員会教育長　　星　　俊　也

令和７年度　当初予算総括表　（教育委員会）

歳　入　　（単位：千円）

款	項	目	節		節　名　称	７年度予算額	前年度予算額	比　較
16	使用料及び手数料					131	133	△ 2
	01	使用料				131	133	△ 2
		08	教育使用料			131	133	△ 2
			01		学校使用料	125	127	△ 2
				001	小学校使用料	13	13	0
				003	電柱設置等使用料	112	114	△ 2
			02		社会教育使用料	6	6	0
				002	電柱設置等使用料（図書館）	6	6	0
17	国庫支出金					8,962	20,162	△ 11,200
	02	国庫補助金				8,962	20,162	△ 11,200
		05	教育費国庫補助金			8,962	20,162	△ 11,200
			01		防音事業関連維持事業補助金	375	395	△ 20
				001	小中学校防音事業関連維持事業補助金	375	395	△ 20
			02		へき地児童生徒援助費等補助金	3,789	46	3,743
				001	へき地児童生徒援助費等補助金	3,789	46	3,743
			03		理科教育設備整備費等補助金	371	493	△ 122
				001	理科教育設備整備費等補助金	371	493	△ 122
			04		就学援助費補助金	585	337	248
				001	要保護児童生徒援助費補助金	0	71	△ 71
				002	特別支援教育就学奨励費補助金	585	266	319
			05		学校施設環境改善交付金	3,290	18,891	△ 15,601
				001	学校施設環境改善交付金	3,290	18,891	△ 15,601
			06		公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金	552	0	552
				002	公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金	552	0	552
18	県支出金					1,368	1,349	19
	02	県補助金				1,368	1,349	19
		06	教育費県補助金			1,368	1,349	19
			01		学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	472	453	19
				001	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	472	453	19
			02		中学校における部活動指導員の配置事業補助金	896	896	0
				001	中学校における部活動補助員の配置事業補助金	896	896	0
19	財産収入					1,381	1,525	△ 144
	01	財産運用収入				1,381	1,525	△ 144
		01	財産貸付収入			1,380	1,524	△ 144
			01		財産貸付収入	11	14	△ 3
				001	土地貸付収入	7	7	0
				002	土地貸付収入（西根給食センター）	4	7	△ 3
			02		建物貸付収入	1,369	1,510	△ 141
				001	建物貸付収入	313	456	△ 143
				001	建物貸付収入（西根給食センター）	1,055	1,054	1

				002	建物貸付収入（滞納繰越分：西根給食センター）	1	0	1
		02	利子及び配当金			1	1	0
			01	基金利子		1	1	0
				017	奨学金貸付基金利子	1	1	0
23	諸収入					71,385	74,895	△ 3,510
	05	雑入				71,385	74,895	△ 3,510
		04	雑入			71,385	74,895	△ 3,510
			03	日本スポーツ振興センター保護者納付金		529	529	0
				003	小学校分	345	345	0
				004	中学校分	184	184	0
			05	学校給食費		69,646	73,420	△ 3,774
				001	学校給食費(現年度分:西根給食センター)	59,923	63,104	△ 3,181
				001	学校給食費(現年度分:安代給食センター)	9,222	9,815	△ 593
				002	学校給食費(滞納繰越分:西根給食センター)	500	500	0
				002	学校給食費(滞納繰越分:安代給食センター)	1	1	0
			06	雑入		1,210	946	264
				030	いわて牛学校給食利用助成金（西根給セ）	95	98	△ 3
				030	いわて牛学校給食利用助成金（安代給セ）	15	15	0
				031	学校給食事業(岩手とり肉の日)助成金（西根給セ）	37	32	5
				031	学校給食事業(岩手とり肉の日)助成金（安代給セ）	6	5	1
				035	コピー料金（図書館）	5	5	0
				036	電気料金	347	213	134
				039	公衆電話委託手数料	1	1	0
				046	旧渋川小学校維持管理経費	639	520	119
				056	使用済食用廃油代（西根給食センター）	30	45	△ 15
				056	使用済食用廃油代（安代給食センター）	3	3	0
				101	日本スポーツ振興センター共済掛金返還金	32	9	23
歳　　入　　合　　計						83,227	98,064	△ 14,837

令和７年度　当初予算総括表　（教育委員会）

歳　出　　（単位：千円）

款	項	目	目名称		７年度当初予算額	前年度当初予算額	比較
02	01	総務管理費			6,310	6,349	△ 39
		05	財産管理費		6,310	6,349	△ 39
			000300	公有財産管理事業	5,951	5,991	△ 40
			000300	公有財産管理事業（西根給食センター）	359	358	1
10	01	教育総務費			316,424	227,211	89,213
		01	教育委員会費		2,501	2,511	△ 10
			000300	教育委員会運営事業	2,501	2,511	△ 10
		02	事務局費		313,923	224,700	89,223
			000300	教育指導推進事業	42,988	38,841	4,147
			000400	平舘高等学校教育振興事業	8,330	8,330	0
			000500	就学支援事業	4,028	3,931	97
			000600	加配事業	73,560	65,008	8,552
			000700	外国語指導助手設置事業	17,180	17,180	0
			000800	教員住宅維持管理事業	456	638	△ 182
			001000	スクールバス運行事業	157,867	81,762	76,105
			001100	江間章子賞開催事業	890	671	219
			001200	学校適正配置事業	501	501	0
			001300	教育研究所事業	636	651	△ 15
			001400	コミュニティ・スクール導入等促進事業	1,416	1,353	63
			001700	中学校における部活動指導員の配置事業	1,512	1,528	△ 16
			001800	高等学校等通学定期購入支援事業	4,559	4,306	253
10	02	小学校費（教育総務課管理分）			126,055	191,743	△ 65,688
		01	学校管理費		96,695	167,938	△ 71,243
			000300	小学校管理事業（教育総務課）	84,173	155,920	△ 71,747
			000400	小学校保健衛生事業	12,522	12,018	504
		02	教育振興費		29,360	23,805	5,555
			000300	教育振興事業（教育総務課）	29,360	23,805	5,555
10	03	中学校費（教育総務課管理分）			52,104	58,098	△ 5,994
		01	学校管理費		27,687	28,601	△ 914
			000300	中学校管理事業（教育総務課）	21,462	22,613	△ 1,151
			000400	中学校保健衛生事業	6,225	5,988	237
		02	教育振興費		24,417	29,497	△ 5,080
			000300	教育振興事業（教育総務課）	24,417	29,497	△ 5,080
10	02	小学校費（小学校管理分）			105,895	101,001	4,894
		01	学校管理費		96,969	92,458	4,511
			000300	小学校管理事業（大更小学校）	11,842	12,034	△ 192
			000300	小学校管理事業（田頭小学校）	7,622	7,514	108
			000300	小学校管理事業（平笠小学校）	8,613	7,899	714
			000300	小学校管理事業（平舘小学校）	10,934	10,200	734
			000300	小学校管理事業（寺田小学校）	6,074	6,141	△ 67
			000300	小学校管理事業（松野小学校）	11,250	10,472	778

款	項	目	目名称		7年度当初予算額	前年度当初予算額	比較
			000300	小学校管理事業（寄木小学校）	10,087	9,345	742
			000300	小学校管理事業（柏台小学校）	9,065	8,305	760
			000300	小学校管理事業（安代小学校）	11,957	11,771	186
			000300	小学校管理事業（田山小学校）	9,525	8,777	748
		02	教育振興費		8,926	8,543	383
			000300	教育振興事業（大更小学校）	1,435	1,472	△ 37
			000300	教育振興事業（田頭小学校）	651	644	7
			000300	教育振興事業（平笠小学校）	622	622	0
			000300	教育振興事業（平舘小学校）	1,112	862	250
			000300	教育振興事業（寺田小学校）	678	688	△ 10
			000300	教育振興事業（松野小学校）	850	854	△ 4
			000300	教育振興事業（寄木小学校）	749	741	8
			000300	教育振興事業（柏台小学校）	946	707	239
			000300	教育振興事業（安代小学校）	884	1,205	△ 321
			000300	教育振興事業（田山小学校）	999	748	251
10	03	中学校費（中学校管理分）			46,188	43,300	2,888
		01	学校管理費		42,230	39,164	3,066
			000300	学校管理事業（西根中学校）	15,459	15,328	131
			000300	学校管理事業（西根第一中学校）	9,506	9,346	160
			000300	学校管理事業（松尾中学校）	10,844	8,058	2,786
			000300	学校管理事業（安代中学校）	6,421	6,432	△ 11
		02	教育振興費		3,958	4,136	△ 178
			000300	教育振興事業（西根中学校）	1,320	1,256	64
			000300	教育振興事業（西根第一中学校）	954	1,179	△ 225
			000300	教育振興事業（松尾中学校）	974	941	33
			000300	教育振興事業（安代中学校）	710	760	△ 50
10	04	幼稚園費			340	376	△ 36
		01	幼稚園費		340	376	△ 36
			000300	私立幼稚園支援事業	340	376	△ 36
10	05	社会教育費			224,717	38,682	186,035
		01	社会教育総務費		4,063	3,671	392
			000800	教育振興運動推進事業	4,063	3,671	392
		03	図書館費		220,654	35,011	185,643
			000300	図書館管理事業	220,654	35,011	185,643
10	06	保健体育費			236,618	226,552	10,066
		04	学校給食費		236,618	226,552	10,066
			030000	学校給食事業(西根給食センター)	177,773	169,401	8,372
			030000	学校給食事業(安代給食センター)	58,845	57,151	1,694
歳出計（教育総務課・教育指導課）					504,937	487,090	17,847
歳出計（図書館・給食センター）					457,631	261,921	195,710
歳出計（小学校・中学校管理分）					152,083	144,301	7,782
歳出合計					1,114,651	893,312	221,339

※　人件費は含まれていません。

令和７年度　当初予算総括表　（文化スポーツ課）

歳　入　　（単位：千円）

款	項	目	節	節名称	７年度予算額	前年度予算額	比較
16	使用料及び手数料				230	230	0
	01	使用料			230	230	0
		08	教育使用料		230	230	0
			02	社会教育使用料	140	140	0
				001 博物館使用料	139	139	0
				003 電柱等設置等使用料	1	1	0
			03	保健体育使用料	90	90	0
				001 体育施設使用料	80	80	0
				002 電柱等設置等使用料	10	10	0
17	国庫支出金				3,833	3,900	△ 67
	03	国庫委託金			3,833	3,900	△ 67
		04	教育費委託金		3,833	3,900	△ 67
			01	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化委託金	3,833	3,900	△ 67
				001 ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化委託金	3,833	3,900	△ 67
18	県支出金				3,313	3,313	0
	03	県委託金			3,313	3,313	0
		06	教育費委託金		3,313	3,313	0
			01	県営スキージャンプ場管理委託金	3,313	3,313	0
				001 県営スキージャンプ場管理委託金	3,313	3,313	0
19	財産収入				20	20	0
	02	財産売払収入			20	20	0
		02	物品売払い収入		20	20	0
			01	物品売払収入	20	20	0
				001 物品売払収入	20	20	0
23	諸収入				104,264	4,353	99,911
	05	雑入			104,264	4,353	99,911
		04	雑入		104,264	4,353	99,911
			06	雑入	104,264	4,353	99,911
				029 芸術文化振興基金助成金	0	500	△ 500
				049 教室等参加費	130	130	0
				067 自動車損害賠償責任保険解約返戻金	30	30	0
				100 日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金	104,104	3,693	100,411
歳入合計					111,660	11,816	99,844

令和７年度　当初予算総括表　（文化スポーツ課）

歳　出　　（単位：千円）

款	項	目	目名称		７年度当初予算額	前年度当初予算額	比較
10	教育費				596,070	248,484	347,586
	05	社会教育費			32,947	31,290	1,657
		01	社会教育総務費		5,757	4,825	932
			000300	社会教育団体育成事業	300	300	0
			000400	総合教育支援事業	1,335	1,349	△ 14
			000500	社会教育委員会議	394	283	111
			000600	２０歳のつどい開催事業	289	338	△ 49
			000700	生涯学習推進事業	194	244	△ 50
			000900	芸術文化振興事業	1,955	1,733	222
			001000	男女共同参画推進事業	541	293	248
			001200	青少年対策事業	208	208	0
			001400	更生保護事業	541	77	464
		02	文化財保護費		27,190	26,465	725
			000300	文化財保護事業	4,859	5,594	△ 735
			000700	博物館管理運営事業	22,027	20,655	1,372
			000800	埋蔵文化財調査事業	304	216	88
	06	保健体育費			563,123	217,194	345,929
		01	保健体育総務費		58,087	58,295	△ 208
			000300	体育振興事業	39,446	40,967	△ 1,521
			000500	八幡平市スキー大会実行委員会	13,000	13,000	0
			000400	スポーツツーリズム推進事業	5,641	4,328	1,313
		02	体育施設費		505,036	158,899	346,137
			000300	体育施設維持管理事業	501,203	154,999	346,204
			000500	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業	3,833	3,900	△ 67
歳出合計					596,070	248,484	347,586

※　人件費は含まれていません。

報告第４号

八幡平市立図書館条例の一部を改正する条例について

八幡平市立図書館条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり報告する。

令和７年２月 25 日提出

八幡平市教育委員会教育長　　星　　俊　也

【資料】

議案第６号

八幡平市立図書館条例の一部を改正する条例

八幡平市立図書館条例（平成19年八幡平市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表中「八幡平市大更第35地割57番地１」を「八幡平市大更第25地割508番地４」に改める。

第６条を第８条とする。

第５条第１項中「図書館に」を削り、同条を第７条とする。

第４条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者が図書館の管理を行う場合は、指定管理者がこれらの職員を置くものとする。

第４条を第６条とし、第３条の次に次の２条を加える。

（指定管理者による管理）

第４条　教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に図書館の管理を行わせることができる。

２　前項の規定により、指定管理者を指定した場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

（１）　図書館の維持管理に関する業務

（２）　その他教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定の手続等）

第５条　指定管理者の指定の手続等については、八幡平市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年八幡平市条例第206号）の定めるところによる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の八幡平市立図書館条例第５条の規定に基づく指定管理者の指定に必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

令和７年２月19日提出

八幡平市長　佐々木　孝　弘

提案理由

八幡平市立図書館を指定管理者に管理を行わせることができるよう、所要の整備をしよう

とするものである。これが、この議案を提出する理由である。

八幡平市立図書館条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>（略）
（設置）
第２条　図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を次のとおり設置する。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>八幡平市立図書館</td><td>八幡平市大更第35地割57番地１</td></tr></table>２　（略）
（略）
（職員）
第４条　図書館に館長、その他必要な職員を置く。
（図書館協議会）
第５条　法第14条第１項の規定に基づき、図書館に八幡平市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</td><td>（略）
（設置）
第２条　図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を次のとおり設置する。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>八幡平市立図書館</td><td>八幡平市大更第25地割508番地４</td></tr></table>２　（略）
（略）
（指定管理者による管理）
第４条　教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に図書館の管理を行わせることができる。
２　前項の規定により、指定管理者を指定した場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。
（１）　図書館の維持管理に関する業務
（２）　その他教育委員会が必要と認める業務
（指定管理者の指定の手続等）
第５条　指定管理者の指定の手続等については、八幡平市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年八幡平市条例第206号）の定めるところによる。
（職員）
第６条　図書館に館長、その他必要な職員を置く。ただし、指定管理者が図書館の管理を行う場合は、指定管理者がこれらの職員を置くものとする。
（図書館協議会）
第７条　法第14条第１項の規定に基づき、八幡平市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</td></tr>
</table>

２から４まで　（略） （委任） 第６条　（略） （略）	２から４まで　（略） （委任） 第８条　（略） （略）